

別紙

平成27年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について

I 事業計画

国民健康保険は制度施行以来、長きにわたり我が国の社会保障制度の柱として重要な役割を担い、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に大きく貢献してきた。しかしながら、近年の国民健康保険制度を取り巻く環境は、急速な高齢化の進展等に伴う医療費の増大、非正規労働者の増加及び保険税（料）収入の減により、財政状況はさらに厳しさを増している状況となっている。

このような中、国においては平成25年12月に「社会保障プログラム法」が成立した。とりわけ医療保険制度関係では、1 医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、国保に対する財政支援の拡充並びに都道府県における財政運営を基本としつつ、都道府県と市町村において適切な役割を担う方策 2 医療保険の保険料に係る国民負担に関する公平の確保から、国保及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者に対する負担軽減 3 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等として、入院及び外来に関する給付の見直し等国保を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。

本会の事業運営にあたっては、より一層の経営努力を行うとともに保険者への支援強化を目指す。

国民健康保険・後期高齢者医療審査支払業務においては、審査委員に対する事務共助の充実、画面審査におけるシステムチェックの精緻化・効率化を図り医療費の適正化に努める。

保健事業においては、国保保険者と後期高齢者医療広域連合による「データヘルス計画」の策定を支援するとともに、市町村保健師等が地域の健康課題を明確化し効率的な保健事業が行えるよう「国保データベース（KDB）システム」並びに保健師等と医療機関が連携・協力して生活習慣に起因する疾病の治療及び保健指導が行える「おきなわ医療・保健連携ネットワーク」を引き続き提供する。

介護保険業務においては、介護給付費の審査支払業務を適正かつ円滑に実施するとともに、保険者が取り組む介護給付適正化対策事業の支援を行う。

その他の事業についても、電算共同処理事業、広報共同事業、保険財政共同安定化事業等の共同事業により、保険者の医療費適正化対策、保険税（料）収納率向上対策、保険料の平準化、国保財政の安定化等を継続して支援する。

なお、市町村が実施主体である「こども医療費助成事業」については、引き続き沖縄県、市町村並びに関係機関と連携し、県民の利便性の向上と市町村事務の効率化を図る。

このような基本方針に基づき、保険者の負託に応えるべく次の事業を実施する。

II 事業内容

事業名	事業内容
1 本会運営に関する事業	<p>(1) 総会の開催</p> <ul style="list-style-type: none">① 第1回通常総会（7月） 平成26年度事業実績報告並びに歳入歳出決算等の審議② 第2回通常総会（2月） 平成28年度事業計画並びに歳入歳出予算等の審議 <p>(2) 理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none">① 定例理事会（7月及び2月） <p>(3) 監事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none">① 四半期毎の出納監査② 事業実績及び歳入歳出決算の監査 <p>(4) 国保事業推進幹事会の開催（3回）</p> <p>(5) 部内監査の実施（毎月）</p> <p>(6) 公認会計士による監査の実施（決算監査・期中監査）</p>
2 国保制度改善強化推進事業	<p>国保制度の安定化を図るため、全国国保関係者と連携し、政府及び国会に対して行われる各種要請行動に積極的に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 国保制度改善強化全国大会への参加(2) 国保制度改善のための陳情への参加

事業名	事業内容
<p>3 育成指導・事業振興に関する事業</p>	<p>国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、各種会議及び研修会等の開催並びに各地区国保協議会等への参加、支援等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村国保主管課職員研修への派遣 (2) 市町村国保担当職員研修会の開催（県と共催） (3) 国保担当新任職員研修会の開催（県と共催） (4) 市町村国保税（料）徴収担当者研修会の開催（県と共催） (5) 第三者行為求償事務担当者研修会の開催 (6) 各地区国保協議会及び都市国保協議会への参加及び助成 (7) 全国市町村国保主管課長研究協議会、「健康な町づくり」シンポジウムへ各地区及び都市国保協議会の正副会長等を派遣 (8) 九州都市国保研究協議会への都市国保担当職員等の派遣 九州町村（組合）国保事務担当者研修会の沖縄県開催（平成27年6月12日） (9) 国保連合会ポータルサイトによる「おきなわの国保事業状況」の提供

事業名	事業内容
4 保健事業に関する事業	<p>市町村における保健事業活動を支援するため、保健師の各種研修をはじめ、保健活動関係者の研修会を開催するとともに事業推進に必要な調査研究を積極的に実施する。</p> <p>(1) 特定健診等費用決済業務及びデータ管理業務 (2) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施（P D C Aサイクルに沿った保健事業） ① 国保データベース（K D B）システム等を活用した特定健診等情報の提供 ② 保健事業支援・評価委員会の開催 ③ ヘルスサポート事業にかかる研修会の開催 ④ 保険者及び医療機関の連携強化の支援（おきなわ医療・保健連携ネットワークの活用） (3) 新保健事業ネット（仮称）の運用開始（新規） ① 医療・介護・特定健診に関する統計資料等作表機能 ② 妊婦健診・乳幼児健診データ等の登録機能 (4) 国保中央会開発システム及び独自開発システムの管理・運用</p>
5 第三者行為求償事務処理事業	<p>保険者等から第三者に対する損害賠償請求権の行使事務を受託し、求償事務を実施することにより、保険給付の公平性や医療費の適正化に寄与するとともに保険者等の事務の軽減を図る。</p> <p>(1) 求償事務の範囲 ① 自賠償保険に対する損害賠償金の請求 ② 任意保険に対する損害賠償金の請求 ③ 第三者（加害者）に対する損害賠償金の請求（面談を含む） ④ 調査・照会及び通報に関すること</p>

事業名	事業内容
6 国保広報共同事業	<p>国民健康保険制度の趣旨等を広く県民にPRするため、次の広報活動を総合的に展開する。</p> <p>(1) 広報委員会の開催 (2) テレビ及びラジオ等による広報活動 (3) 国保事業安定化推進運動の実施 ①国保事業安定化推進運動の支援及び標語の公募 ②各地区国保協議会における国保事業安定化推進イベントによる広報 (4) 被保険者証更新等ポスターの作成配布 (5) 特定健診等受診勧奨の広報活動を支援するための財政措置</p>
7 介護広報共同事業	<p>介護保険制度の趣旨等を広く県民にPRするため、次の広報活動を実施する。</p> <p>(1) 介護広報委員会の開催 (2) テレビ及びラジオ等による広報活動</p>
8 レセプト点検事務共同事業	<p>医療給付の適正化に寄与するため、保険者等の委託を受けてレセプト点検事務を行う。</p> <p>(1) 事業の範囲 ① レセプト縦覧・横覧点検 ② 医療・介護の突合点検 ③ 交通事故等が疑われるレセプトの抽出 ④ 結核・精神該当レセプトの抽出 ⑤ その他レセプト点検事務に必要な事項</p>

事業名	事業内容
<p>9 診療報酬審査支払事業</p>	<p>国保法第45条第5項など関係法令に基づく保険者の委託を受けて、審査及び診療報酬の支払い事務を迅速、適正かつ公平に実施する。</p> <p>また、国の通知に基づく出産育児一時金等の支払事務、及び保険者支援業務として海外療養費不正請求対策事業を実施する。</p> <p>(1) 国民健康保険診療報酬審査支払の実施 (2) 後期高齢者医療診療報酬審査支払の実施 (3) 公費負担医療に関する診療報酬審査支払の実施 (4) 柔道整復療養費審査支払の実施 (5) 療養費、海外療養費の審査の実施 (6) 出産育児一時金等支払の実施 (7) 海外療養費不正請求対策事業の実施</p>
<p>10 保険者事務電算共同処理事業</p>	<p>保険者における事務の合理化を図るため、共通する事務を一元的に処理するとともに、レセプトを電子化し管理することにより、効率的な事務処理を行うための事業を実施する。</p> <p>(1) 一般事務（被保険者台帳の異動処理、レセプト資格確認処理、レセプト情報の管理、国保総合システム、医療情報ネット、国保連合会ポータルサイトにて情報提供）の実施 (2) 特別事務（保険者からの依頼による被保険者証及び医療費通知書等の作成）の実施 (3) 国保総合システムの管理・運用 (4) 独自開発システムの管理・運用 (5) ネットワークの管理（セキュリティ強化等） (6) 高額医療・高額介護合算業務 (7) 資格喪失後受診レセプトの保険者間調整（療養費代理受領方式による調整）の実施</p>

事業名	事業内容
<p>1 1 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業</p>	<p>県内市町村国保間の保険料平準化、国保財政の安定化並びに小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため、80万円以下の医療費については市町村からの拠出金により県単位で費用負担の調整を行い、80万円以上の医療費については市町村からの拠出金及び国・県からの負担金を財源に県単位で費用負担の調整を行う事業を実施する。</p> <p>(1) 保険財政共同安定化事業（80万円以下） (2) 高額医療費共同事業（80万円超） (3) 超高額医療費共同事業（420万円超） (4) 小規模保険者等支援特別交付金交付事業</p>
<p>1 2 医療費助成事業</p>	<p>保険者事務の簡素化を図るため、こども医療費助成事業助成金の自動償還方式による支援を引き続き実施するとともに、母子及び父子家庭等医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業についても支援を行うべく調査を行う。</p> <p>(1) こども医療費助成事業自動償還方式による支援の実施 (2) 母子及び父子家庭等医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業の支援に関する調査</p>

事業名	事業内容
1.3 介護保険事業関係業務	<p>審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策を支援する。介護サービス苦情処理については、関係機関との連携・協力を図り、的確に対処する。</p> <p>(1) 介護保険審査支払業務の実施 (2) 保険者事務共同処理事業の実施 ① 介護給付適正化対策事業の支援 ② 高額医療・高額介護合算業務の実施 ③ 介護予防・日常生活支援総合事業による事業費審査支払業務の実施準備（県内保険者は平成28年度から実施予定） (3) 介護サービス苦情処理業務の実施 (4) 年金からの保険料(介護、国保・後期高齢者) 特別徴収にかかる経由機関業務の実施 (5) 介護給付費インターネット請求の推進</p>
1.4 障害者総合支援法関係業務	<p>障害介護給付費及び障害児給付費の請求・支払業務を迅速的確に実施し、市町村業務の軽減を図る。</p> <p>(1) 障害介護給付費支払業務の実施 (2) 障害児給付費の支払業務の実施</p>

事業名	事業内容
<p>1 5 母子保健健康診査費 審査支払事業</p>	<p>市町村における母子保健健康診査事業の円滑な推進と費用決済事務の負担を軽減するため、市町村の委託を受けて審査支払事業を実施する。</p> <p>(1) 審査支払の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 妊婦健康診査費（14回） ② 乳児精密健康診査費 ③ 1歳6ヶ月児精密健康診査費 ④ 3歳児精密健康診査費 <p>(2) 市町村別の資料出力（年報）</p>
<p>1 6 保険者協議会関係 業務</p>	<p>沖縄県内の各医療保険者が連携協力して、地域における保健事業等を積極的に推進し、被保険者等の健康保持、増進を図るとともに保険者の円滑な事業運営に資する。</p> <p>(1) 保険者協議会及び専門部会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険者協議会・企画総務部会・保健活動部会 <p>(2) 医療保険者のデータヘルス関連事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診等受診勧奨の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業者健診結果の受領促進 イ 通院中の者への特定健診受診勧奨 ウ 特定健診未受診者及び医療未受診者への受診勧奨 エ 特定健診・特定保健指導受診率向上のためのラジオ広報活動 ② 重症化予防事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 重症化予防のための詳細検査 イ 保健師、管理栄養士等に対する特定保健指導等研修会の開催 <p>(3) 特定健診等集合契約締結の支援</p>

事業名	事業内容
1.7 国保高齢者医療制度 円滑導入基金事業	高齢者の自己負担額激変緩和措置として、70歳から74歳の自己負担額の一部（1割分）を国が高齢者に代わって医療機関に支払うことになったことから、本会が国の委託を受けて請求支払業務を実施。